

**令和元年法務省令第一号**

民法第四百四条第三項に規定する期及び同  
条第五項の規定による基準割合の告示に關  
する省令

民法（明治二十九年法律第八十九号）第四百四  
条第三項及び第五項の規定に基づき、民法第四百  
四条第三項に規定する期及び同条第五項の規定に  
よる基準割合の告示に関する省令を次のように定  
める。

**（最初の期）**

**第一条** 民法の一部を改正する法律（平成二十九  
年法律第四十四号）の施行後最初の期（民法第  
四百四条第三項に規定する期をいう。以下同  
じ。）は、令和二年四月一日から令和五年三月  
三十日までとする。

**（基準割合の告示）**

**第二条** 民法第四百四条第五項の規定による基準  
割合の告示は、各期の初日の一年前までに、官  
報である。

**附 則**

**第一条** この省令は、民法の一部を改正する法律  
の施行の日から施行する。

**第二条** 民法の一部を改正する法律の施行後最初  
の期における基準割合の告示についての第二条  
の適用については、同条中「各期の初日の一年  
前までに」とあるのは、「この省令の施行後速  
やかに」とする。